

資料2-1

技術検討ワーキンググループ[°]

報告書

2013/12/10

技術検討ワーキンググループ[°]

技術検討ワーキンググループ報告の要約（Executive Summary）

1. はじめに

技術検討ワーキンググループ（以下「本WG」という。）は、パーソナルデータに関する検討会（以下「親会」という。）の下に「匿名化されたパーソナルデータの扱い」について検討するために設置された。

● 親会からの依頼事項 <本文 1. 1節参照>

合理的な水準まで匿名化されたパーソナルデータは、第三者提供における本人同意原則の例外として、通常の個人情報とは異なる取扱いができるのではないか、との問題提起により、(1) 個人情報保護法（以下「現行法」という。）において導入可能な「再識別不可能データ化（提供事業者において容易照合性のない技術的匿名化）措置の内容、及び(2) 新たな立法措置を前提とした「合理的な技術的匿名化措置」の内容の検討を、米国FTCが公表したFTCスタッフレポート「急速な変化の時代における消費者プライバシーの保護」匿名化に関する三要件（いわゆる「FTC3要件」）他を念頭において行った。

● 本WGでの検討に当たっての前提となる考え方 <本文 1. 2節参照>

現行法における「個人情報」等の用語の定義は、技術的観点からは明確であるとは言えないことから、本WGでは個人情報に関して下記のような整理をした上で検討した。

(1) 現行法の「容易照合性」については、①現行法の解釈が明確ではないこと及び②現行法制定時よりも、技術の進展によりプライバシー侵害をもたらす可能性のある他の情報との照合可能性が高まっていることから、現行法の「容易照合性」の要件とは独立に検討を行った。

(2) 個人情報に関するいわゆる個人識別性については、「特定」と「識別」に分けて議論した。ここで「特定」とは、「ある情報が誰の情報であるかが分かること」である。一方、「識別」とは、「ある情報が誰か一人の情報であることが分かること」（ある情報が誰の情報であるかが分かるかは別にして、ある人の情報と別人の情報を区別できること）である¹。

また、上記の「特定」及び「識別」の定義を踏まえ、個人情報を加工することにより作成される情報を下記の3つのカテゴリーに分けて議論した。

No	用語	用語の説明
1	識別特定情報	個人が（識別されかつ）特定される状態の情報 (それが誰か一人の情報であることがわかり、さらに、その人が誰であるかがわかる情報)
2	識別非特定情報	一人ひとりは識別されるが、個人が特定されない状態の情報 (それが誰か一人の情報であることがわかるが、その人が誰であるかまではわからない情報)
3	非識別非特定情報	一人ひとりが識別されない（かつ個人が特定されない）状態の情報 (それが誰の情報であるかがわからず、さらに、それが誰か一人の情報であることが分からない情報)

¹「特定」と「識別」を分けた理由は、識別は必ずしも個人を特定しているわけではないが、インターネットをはじめとして、情報通信技術の進展等により、他の情報との突き合わせによる特定が行われ易くなっているという背景がある。

2. 現行法における技術的課題の検討

● 匿名化に関する技術と限界 <本文2. 1節参照>

いわゆる匿名化と考えられていたもの（本WGでは識別特定情報（個人情報）を識別非特定情報または非識別非特定情報への加工すること）の技法は多種多様である。例えば、個人を特定し得る情報の削除（属性削除）、氏名等のユニークな番号への変換（仮名化）、住所などを広いエリアに置き換える（あいまい化）、希少な情報の削除等があり、通常は、それらを組み合わせて用いる。ただし、一般的には、個人情報を匿名化することにより情報の利活用における有用性は低下することになる。

さらには、一般的にインターネット等に公開されている外部情報との突き合わせによって識別非特定情報から個人を特定できることや、非識別非特定情報からは当初想定できなかった特定の個人の情報が抽出される可能性が排除できない。すなわち、いかなる個人情報に対しても、識別非特定情報や非識別非特定情報となるように加工できる汎用的な方法は存在しない。従って、検討事項(1)に対しては、第三者提供を念頭に一定の匿名化措置（個人情報をある定められた手順で加工）を行っても、必ず識別性または特定性を無くせるわけではなく、また、そうした匿名化の措置に対して一般的な水準を作ることもできない。

● ケースバイケースの対応が必要 <本文2. 2節（1）参照>

汎用的な匿名化方法は存在しないものの、ケースバイケース、つまり個人情報の種類・特性や利用の目的等に応じて技術・対象を適切に選ぶことにより、識別非特定情報や非識別非特定情報に加工することは不可能ではない。乗降履歴情報の例では、仮名化によりその情報単体における個人の特定を無くせたとしても、外部情報との突き合わせにより特定の個人が分かれる可能性は必ずしもゼロとはいえない。ある経路の利用者が一人であればその時点で識別される状態となり、それを避けるためには多くの希少な経路の情報を捨てることが求められる。また、どの経路を捨てるかは各経路の日々の乗車数に依存し、経路を捨てることで情報の有用性が下がる可能性もあるため、ケースバイケースの対応が必要である。

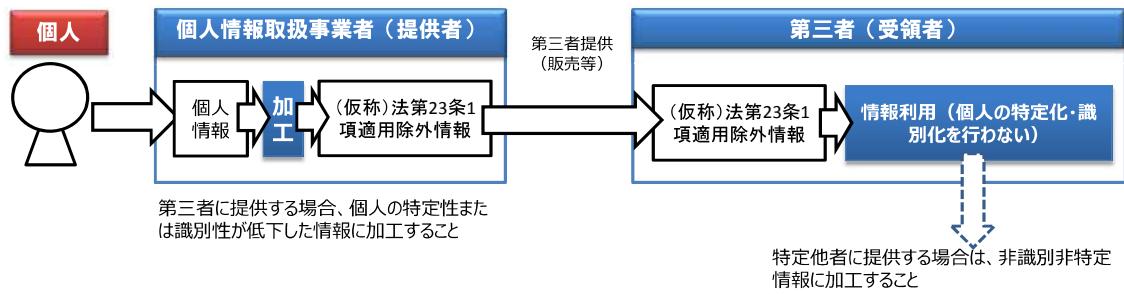
● 外部情報との突き合わせ技術 <本文2. 2節（4）参照>

一方で、外部情報との突き合わせの可能性は広がっている。インターネットの発展により外部情報は増えると共に、情報を突き合わせるための技術が進展している。例えば、顔認識技術を利用することにより、二つの情報に含まれた異なる写真でも同一人物の写真であればその同定は容易になっており、突き合わせることが可能な範囲は拡大していることに留意すべきである。

3. 新たな法的措置を前提とした技術的課題への対応

非特定化、非識別化または非識別非特定化の措置を行った個人情報は、元の個人情報と比較して特定化または識別化の困難性は高まっている。こうした情報については、制度的な制約により安全性を確保されるのであれば、例外的に流通を容易にすることが認められる可能性があり、それを想定した技術的な検討を行った。

上述のように匿名化を行っても、個人の特定が不可能になるとは限らないことを勘案し、個人情報の第三者提供に関する同意原則の例外規定と位置づけられる新たなカテゴリーとして「（仮称）法第23条1項適用除外情報」の導入を検討した。具体的には個人情報の第三者提供において、提供者・受領者(第三者)による特定化・識別化が禁止されることを前提に、ある範囲で個人の特定性・識別性を低減している個人情報を第三者に提供することを可能とする方法である（下図）。



図「(仮称) 法第23条第1項適用除外情報」を前提にした個人情報利用

- 「(仮称) 法第23条第1項適用除外情報」の提供者及び受領者に課せられる制約 <本文3. 2 (1) (2) 参照>

提供者が個人情報を第三者（受領者）に提供する場合、受領者において特定化、識別化または識別特定化を禁止するにしても、個人の特定性または識別性が低下した情報（「(仮称) 法第23条第1項適用除外情報」）に加工すべきである。また、受領者は個人情報の特定化、識別化または識別特定化を行なわないことが求められる。さらに、突き合わせられる外部情報が予測できないことから、「(仮称) 法第23条第1項適用除外情報」の不特定多数への公表は禁止されるべきである。

- 「(仮称) 法第23条第1項適用除外情報」の規律に関する予備的議論 <本文3. 2 (3) (4) 参照>

「(仮称) 法第23条第1項適用除外情報」に関する特定化、識別化または識別特定化を制限する規律に関しては親会での議論が必要であるが、本WGではFTC3要件を念頭に予備的な議論を行った。

1. 提供者は「(仮称) 法第23条第1項適用除外情報」となるための措置を施すこと。
2. 提供者は「(仮称) 法第23条第1項適用除外情報」の特定化、識別化または識別特定化をしないことを約束・公表等すること。
3. 提供者と受領者（第三者）との間の契約において、受領者が「(仮称) 法第23条第1項適用除外情報」の特定化、識別化、または識別特定化することを禁止すること。（または、受領者（第三者）が「(仮称) 法第23条第1項適用除外情報」を特定化、識別化または識別特定化しないで取扱うものであることを条件とすることを制度化。）

ただし、我が国においては、2. については、このような約束を守らせる法的手段がないため新たな立法措置が必要である。また、3. については、契約による禁止の履行を提供者が求めることが期待できるのか疑問が残る。代替的措置として、契約上の義務ではなく法制度上の義務とすることについても検討が必要である。さらに、「(仮称) 法第23条第1項適用除外情報」の定義については、新たな法的措置が定まっていない現時点で明確に規定することは困難である。

なお、受領者が、受領した「(仮称) 法第23条第1項適用除外情報」またはそれを元に作成した情報を別の第三者に提供する場合、提供先である別の第三者にも「(仮称) 法第23条第1項適用除外情報」に関する同様の規律が及ぶべきである。

4. 今後の検討課題について

本節では、親会にて方針を決定した後に議論すべきと考える事項や、当該WGでは時間的制約から議論しきれていない事項等の今後の検討課題を、以下のとおり整理している。今後の本分野に関する詳細かつ具体的な検討の際の一助として頂きたい。

- ✓ **新たな類型としての「（仮称）法第23条第1項適用除外情報」について**
 - ・ 制度的枠組みにより提供者及び受領者が個人情報及びプライバシーの保護を実現することが前提であるが、現時点では、制度的枠組みが不明確。
 - ・ 更なる制度的枠組みを踏まえ、類型の範囲やそのための技術的要件等についての具体的な議論が可能と思料。
- ✓ **立法措置を前提とした「合理的な技術的匿名化措置」について**
 - ・ 親会の依頼をもとに、いわゆる「FTC3要件」を念頭にした検討の詳細化。
 - ・ 仮に「FTC3要件」類似の制度を採用する場合には、提供者の約束や受領者の契約上の義務が実効的に実施される担保的な措置等の技術的な検討が必要。
- ✓ **ユースケースなどを想定した詳細検討**
 - ・ 取り扱う個人情報に含まれる属性情報の種類や利用の目的等を個別に判断することで、個別の事情に見合った合理的な匿名化の措置を行うことは不可能ではないが、詳細は議論できなかった。これは第三者提供される情報の種類や利用の目的等を明確ではなかったためである。今後、これらの情報が明確になった後に詳細な議論が必要であろう。